

TPP市場アクセス交渉

農産物の品目別の交渉結果概要 (別紙関係)

- (別紙1) 米
- (別紙2) 麦
- (別紙3) 麦芽
- (別紙4) 砂糖
- (別紙5) でん粉
- (別紙6) 乳製品(ホエイ)
- (別紙7) 乳製品
- (別紙8) 牛肉、豚肉
- (別紙9) オレンジ、たまねぎ

生産局
政策統括官

TPPにおける合意内容(米)

TL2007	品目名	合意内容
100610010	もみ	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
100610090		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。</p>
100620010	玄米	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
100620090		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。</p>
100630010	精米	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
100630090		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。</p>
100640010	砕米	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
100640090		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。</p>

TL2007	品目名	合意内容
110290310	米粉	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
110290390		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(375円/kg)を維持。</p>
110319510	ひき割りした米及び米のミール	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
110319590		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(375円/kg)を維持。</p>
110320350	米のペレット	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
110320390		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(375円/kg)を維持。</p>
110419250	米のロールがけ、米のフレーク	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
110419290		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。</p>
110429250	米 (その他の加工)	<p>(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。</p> <p>○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。</p> <p>枠内税率 0 + マークアップ</p>
110429290		<p>(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。</p>

TL2007	品目名	合意内容
190120122	ベーカリー製造用混合物 (パン、菓子製造用原料) (米麦加工品又はでん粉含有調製 食料品で、これらが85%超) (米重量最大)	(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。 ○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。 枠内税率 0 + マークアップ
190120128		(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(375円/kg)を維持。
190120162	ベーカリー製造用混合物(米菓生 地(育児食用又は食餌療法用を 除く))	(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。 ○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。 枠内税率 0 + マークアップ
190120168		(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(375円/kg)を維持。
190190142	穀物調製食料品 (米麦加工品又はでん粉含有調 製食料品で、これらが85%以上) (米重量最大)	(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。 ○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。 枠内税率 0 + マークアップ
190190148		(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(375円/kg)を維持。
190190587	もち・だんごなど米産品 (米30%超)	(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。 ○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。 枠内税率 0 + マークアップ
190190588		(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(375円/kg)を維持。
190410211	穀物調製食料品(発芽玄米、玄米 茶、洋菓子生地など) (単に膨張させて又は炒ったもの が重量の50%以上) (米のもの)	(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。 ○米国枠は、5万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トン当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。 枠内税率 0 + マークアップ
190410212		(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。

TL2007	品目名	合意内容
190420211	穀物調製食料品 (シリアルなど) (単に膨張させて又は炒ったもの が重量の50%以上) (米のもの)	(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。 ○米国枠は、5万トンを当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トンを当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。 枠内税率 0 + マークアップ
190420212		(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。
190490120	粒状の穀物(ちまき、ピラフ、赤飯 など) (調理したもの) (米のもの(米30%超))	(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。 ○米国枠は、5万トンを当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トンを当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。 枠内税率 0 + マークアップ
190490130		(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。
210690517	穀物調製食料品 (米、小麦、大麦のいずれかの含 有量が全重量の30%超) (米30%超)	(国家貿易により輸入するもの) SBS方式の国別枠(米国・豪州)を新たに設置。 国別枠を設定した17品目を対象に、SBS方式で一体的に運用。 ○米国枠は、5万トンを当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は7万トンを設定。 ○豪州枠は、0.6万トンを当初3年維持した後、段階的に増加し13年目以降は0.84万トンを設定。 枠内税率 0 + マークアップ
210690518		(国家貿易以外により輸入するもの) 現行関税率(341円/kg)を維持。

TPPにおける主な合意内容(表)

TL2007	品目名	合意内容
110100011	小麦粉等の第11類の小麦加工品及び第19類の小麦粉調製品 (国家貿易)	現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持 【TPP枠の新設】 TPP枠数量: 5,000トン→7,500トン(6年目) 新設する枠の枠内税率: 12.5%、20%、25%+マークアップ→無税(即時)+マークアップ 国家貿易(SBS)により運用
110100091		
110100200		
110290210		
110290290		
110311010		
110311090		
110319210		
110319290		
110320110		
110320190		
110320510		
110320590		
110419111		
110419119		
110419121		
110419129		
110429111		
110429119		
110429121		
110429129		
110811010		
110811090		
190120131		
190120139		
190120151		
190120152		
190190151		
190190159		
190190171		
190190172		
190410221	第19類の小麦の調製品及び第21類の小麦の調製食料品 (国家貿易)	現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持 【TPP枠の新設】 TPP枠数量: 7,500トン→10,000トン(6年目) 新設する枠の枠内税率: 19.2%、25%+マークアップ→無税(即時)+マークアップ 国家貿易(SBS)により運用
190410229		
190420221		
190420229		
190430010		
190430090		
190490210		
190490290		
210690214		
210690215		
110290110	大麦粉等の第11類の大麦加工品及び第19類のいった大麦調製品 (国家貿易)	現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持 【TPP枠の新設】 TPP枠数量: 300トン→500トン(6年目) 新設する枠の枠内税率: 19.2%、20%、25%+マークアップ→無税(即時)+マークアップ 国家貿易(SBS)により運用
110290190		
110319110		
110319190		
110320410		
110320490		
110419410		
110419490		
110429410		
110429490		
190410231		
190410239		
190120141	第19類の大麦の調製品及び第21類の大麦の調製食料品 (国家貿易)	現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持 【TPP枠の新設】 TPP枠数量: 100トン→115トン(6年目) 新設する枠の枠内税率: 19.2%、25%+マークアップ→無税(即時)+マークアップ 国家貿易(SBS)により運用
190120149		
190190161		
190190169		
190420231		
190420239		
190490310		
190490390		
210690216		
210690219		

TPPにおける主な合意内容(麦芽)

TL2007	品目名	合意内容
110710029	麦芽 (炒っていないもの) (麦芽1)	米国数量枠: 20,000 ^t (発効時)→32,000 ^t (6年目) 豪州数量枠: 72,000 ^t (即時) カナダ数量枠: 89,000 ^t (即時) 枠内税率(共通) 21.3円/kg→無税(即時)
110720020	麦芽 (炒ったもの) (麦芽2)	米国数量枠: 700 ^t (発効時)→1,050 ^t (11年目) 豪州数量枠: 3,000 ^t (即時) カナダ数量枠: 4,000 ^t (即時) 枠内税率(共通) 21.3円/kg→無税(即時)

TPPにおける主な合意内容(砂糖)

TL2007	品目名	合意内容
170111190 170111200 170112100 170112200 170191000 170199100 170199200 170290110 170290211 170290521 210690221	粗糖、精製糖等 (砂糖1)	試験輸入用TPP枠数量:500トン(即時) 枠内税率:関税(21.5円/kg)+調整金→無税+無調整金(即時)
180620111 180620119	ココア調製品 (2kg超、板・棒状等) (砂糖2)	TPP枠数量:180トン→360トン(11年目) 枠内税率:29.8%→無税(即時)
180632211 180632219 180690211 180690219	ココア調製品(2kg以下) (砂糖3)	TPP枠数量:2,700トン→5,000トン(11年目) 枠内税率:29.8%→無税(即時)
170290219 190120239 190190217 190190248 190190253 210112110 210112246 210120246 210690251 210690271 210690272 210690279 210690281	コーヒー・茶調製品等 (砂糖4)	TPP枠数量:8,600トン→12,000トン(11年目) 枠内税率:23.8%~29.8%又は23円/kgの高い方→無税(即時)
200540190 200551190 200599119	加糖あん (砂糖5)	TPP枠数量:380トン→800トン(6年目) 枠内税率:23.8%→無税(即時)
210690590	その他調製品 (しょ糖50%以上等) (砂糖6)	TPP枠数量:1,920トン→3,000トン(11年目) 枠内税率:29.8%→無税(即時)
170111110	含みつ糖 (砂糖7)	TPP枠数量:20トン→25トン(11年目) 枠内税率:35.3円/kg→無税(即時)

TL2007	品目名	合意内容
170230210 170230221 170230229 170240210 170240220 170260210 170260220 170290529	砂糖・異性化糖混合糖、 異性化糖 (ぶどう糖及びぶどう糖水) (砂糖8)	米国枠数量: 450トン→1,350トン(11年目) 枠内税率: ・砂糖・異性化糖混合糖: うち砂糖部分: 関税+調整金 うち異性化糖部分: 無税(即時) ・異性化糖: 無税(即時)
180610100	ココア粉(加糖) (砂糖9)	TPP枠数量: 5,000トン→7,500トン(6年目) 枠内税率: 29.8%→14.9%(11年目)
180620190	ココア調製品 (2kg超、板・棒状等以外) (砂糖10)	TPP枠数量: 12,000トン→18,600トン(6年目) 枠内税率: 28.0%→16.8%(11年目)
190190211	乳製品調製品 (乳成分30%未満、しよ糖50%未満等) (砂糖11)	TPP枠数量: 2,200トン→2,700トン(11年目) 枠内税率: 28.0%→14.0%(11年目)
190190219	乳製品調製品 (乳成分30%未満、しよ糖50%以上等) (砂糖12)	TPP枠数量: 10,500トン→12,300トン(11年目) 枠内税率: 29.8%→17.9%(11年目)
210690282 210690510	その他調製品 (ソルビトール最大等) (砂糖13)	TPP枠数量: 50トン→75トン(6年目) 枠内税率: 76.5円/kg、29.8%→無税(即時)
210690284	その他調製品 (しよ糖50%以上、乳脂肪等含有) (砂糖14)	TPP枠数量: 5,500トン→8,200トン(6年目) 枠内税率: 29.8%→17.9%(11年目)

TPPにおける主な合意内容(でん粉)

TL2007	品目名	合意内容
110812090 110813090 110814090 110819019 110819099 110820090 190120159 190190179	でん粉等 (でん粉1)	TPP枠数量:7,500トン(即時) 【糖化・化工でん粉用】 枠内税率:119円/kg→無税+調整金(即時) 【その他】 枠内税率:119円/kg→12.5%、16%、25%(即時)
110812090 110813090	コーンスターチ ばれいしょでん粉 (でん粉2)	米国枠数量:2,500トン→3,250トン(6年目) 【糖化・化工でん粉用】 枠内税率:119円/kg→無税+調整金(即時) 【その他】 枠内税率:119円/kg→無税(即時)
110820090	イヌリン (でん粉3)	米国枠数量:200トン→250トン(11年目) チリ枠数量:40トン→50トン(11年目) 枠内税率(共通):119円/kg→無税(即時)

TPPにおける合意内容(乳製品(ホエイ))

HS2007	品目名	合意内容
040410129	食用ホエイ	①たんぱく質含有量25%未満 ・段階的に16年目に関税撤廃 25%, 35%+40円/kg(1年目)→0%(16年目) ・数量セーフガード措置 [発動数量] 1年目5,000トン、10年目8,000トン 12年目9,000トン、15年目11,250トン 16年目以降1,000トン/年増加 [SG税率] 1-5年目: 29.8%+75円/kg 6-10年目: 23.8%+45円/kg 11-15年目: 13.4%+30円/kg 16年目以降: 毎年2%+4円/kg削減 前年発動の場合は1%+2円/kgの削減 2年間発動がなければ廃止 ②たんぱく質含有量25%以上45%未満 ・段階的に21年目に関税撤廃 25%, 35%+40円/kg(1年目)→0%(21年目) ・数量セーフガード措置 [発動数量] 1年目4,500トン、10年目7,000トン 13年目9,250トン、20年目16,250トン 21年目以降1,250トン/年増加 [SG税率] 1-5年目: 29.8%+120円/kg 6-10年目: 23.8%+105円/kg 11-15年目: 19.4%+90円/kg 16-20年目: 13.4%+75円/kg 21年目以降: 毎年1.9%+10.7円/kg削減 前年発動の場合は1%+5円/kgの削減 3年間発動がなければ廃止 (注)脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。 ③たんぱく質含有量45%以上 ・段階的に6年目に関税撤廃 25%, 35%+40円/kg(1年目)→0%(6年目)
040410139		
040410149		
040410169		
040410179		
040410189		
040410139	飼料用ホエイ	即時関税撤廃 その他: 輸入時に着色していることが条件
040410149		
040410179		
040410189		

TPPにおける合意内容(乳製品)

HS2007	品目名	合意内容
040210129	脱脂粉乳 (乳製品1)	対象国:TPP参加国 枠数量(生乳換算): 2万659トン(1年目)→2万4102トン(6年目) 枠内税率: 25%, 35%+130円/kg(1年目)→25%,35%(11年目)
040210212		
040210229		
040221212		
040221229		
040229291		
040510129	バター (乳製品2)	対象国:TPP参加国 枠数量(生乳換算): 3万9341トン(1年目)→4万5898トン(6年目) 枠内税率: バター 35%+290円/kg(1年目)→35%(11年目)
040510229		
040520090		
040590190		
040590229		
040221119	全粉乳・バターミルクパウダー (乳製品3)	対象:TPP参加国 枠数量:1,500トン(1年目) → 2,250トン(6年目、生乳換算) 枠内税率: 全粉乳 30%+210円/kg(1年目)→30%(11年目) バターミルクパウダー 25%、35%+200円/kg(1年目)→25%、35%(11年目)
040221129		
040229119		
040229129		
040390113		
040390123		
040390133		
040221119	全粉乳 (乳製品4)	対象:TPP参加国 枠数量:20,000トン(1年目)→60,000トン(11年目、生乳換算) 枠内税率:抱合せ無税(国産(全粉):輸入=1:3) 用途:チョコレート原材料用
040221129		
040299129	加糖れん乳 (乳製品5)	対象:TPP参加国 枠数量:750トン(即時) 枠内税率:無税(即時)
040299290		
040291129	無糖れん乳 (乳製品6)	対象:TPP参加国 枠数量:1,500トン(1年目)→4,750トン(6年目) 枠内税率:無税(即時)
040291290		
040410129	無機質濃縮ホエイ (乳製品7)	対象:米国 枠数量:1,000トン(1年目)→4,000トン(11年目) 枠内税率:25%、35%→0%(6年目) (ただし、5年目までは10年削減と同じ削減ペース) 灰分を13%→11%に引き下げ
040410169		
040410129	無機質濃縮ホエイ (乳製品8)	対象:豪州 枠数量:4,000トン(1年目)→5,000トン(11年目) 枠内税率:25%、35%→0%(6年目) (ただし、5年目までは10年削減と同じ削減ペース) 灰分を13%→11%に引き下げ
040410169		
040410149	乳幼児用調製粉乳用ホエイ (乳製品9)	対象:米国 枠数量:3,000トン(1年目)→3,000トン(11年目) 枠内税率:無税(即時)
040410189		
040490118		
040490128		
040490138		
040410139	ホエイパーミエイト (乳製品10)	対象:米国 枠数量:1,000トン(1年目)→2,000トン(11年目) 枠内税率:無税(即時)
040410149		

HS2007	品目名	合意内容
040410129	・無機質濃縮ホエイ ・乳幼児用調製粉乳用ホエイ ・ホエイパーミエイト (乳製品11)	対象:NZ
040410139		枠数量:1,300トン(1年目)→1,700トン(11年目)
040410149		枠内税率:
040410169		・無機質濃縮ホエイ 25%、35%→0%(6年目) (ただし、5年目までは10年削減と同じ削減ペース)
040410189		・乳幼児用調製粉乳用ホエイ/ホエイパーミエイト:無税(即時)
040490118		対象ライン
040490128		・無機質濃縮ホエイ 040410129, 040410169 ・乳幼児用調製粉乳用ホエイ 040410149, 040410189, 040490118, 040490128, 040490138
040490138		・ホエイパーミエイト 040410139, 040410149
040610090	シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズ (乳製品12)	対象:TPP参加国 枠内税率:抱合せ無税 国産:輸入=1:3.5 用途:シュレッドチーズ原料用
040630000	プロセスチーズ (乳製品13)	対象:米国 枠数量:100トン(1年目)→150トン(11年目) 枠内税率:40%→0%(11年目)
040630000	プロセスチーズ (乳製品14)	対象:豪州 枠数量:100トン(1年目)→150トン(11年目) 枠内税率:40%→0%(11年目)
040630000	プロセスチーズ (乳製品15)	対象:NZ 枠数量:100トン(1年目)→150トン(11年目) 枠内税率:40%→0%(11年目)
180620290	無糖ココア調製品 (乳製品16)	対象:TPP参加国 枠数量:5,500トン(即時) 枠内税率:21.3%→10.6%(11年目)
180620290	無糖ココア調製品 (乳製品17)	対象:TPP参加国 枠数量:4,000トン(1年目)→12,000トン(11年目) 枠内税率:抱合せ無税 国産全粉:輸入=1:3 用途:チョコレート原材料用
210690291	低脂肪調製食用脂 (乳製品18)	対象:TPP参加国 枠数量:1,500トン(1年目)→2,300トン(11年目) 枠内税率:21.3%→10.6%(11年目)

TPPにおける合意内容(牛肉、豚肉)

TL2007	品目名	合意内容(セーフガード)
020110000		1 発動水準 以下の発動水準は、牛肉(関税分類0201及び0202)及び牛ほほ肉等(関税分類0206.10.020及び0206.29.020)についての、TPP加盟国からの合計輸入量。
020120000		1年目 590,000トン 2年目 601,800トン 3年目 613,600トン 4年目 625,400トン 5年目 637,200トン 6年目 649,000トン
020130010		7年目 660,800トン 8年目 672,600トン 9年目 684,400トン 10年目 696,200トン
020130020		11～15年目 前年度の発動水準に5,900トンを加算 16年目以降 前年度の発動水準に11,800トンを加算
020130030		2 発動後の税率 (牛肉) 1～3年目 38.5% 4～10年目 30.0% 11～14年目 20.0% 15年目 18.0%
020130090		(牛ほほ肉等) 1年目 39.0% 2～3年目 38.5% 4年目 32.7% 5年目 30.6% 6～10年目 30.0% 11～14年目 20.0% 15年目 18.0%
020210000	牛肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	
020220000		※ 16年目以降については、前年度に発動が無ければ、毎年1%ずつ発動後税率を引き下げ。
020230010		3 発動期間 (1)4月から1月までの間に発動水準を超過した場合は、年度末まで。 (2)2月に発動水準を超過した場合は、45日間。 (3)3月に発動水準を超過した場合は、30日間。
020230020		4 11～15年目のセーフガード 11～15年目については、各年度内の四半期毎に、当該年度の発動水準の4分の1の117%を超える輸入があった場合、90日間関税を引き上げ。なお、当該セーフガードと前述の年度単位のセーフガードとが同時に発動要件を満たす場合には、長い方の発動期間で発動される。
020230030		5 有効期間 16年目以降、連続した4年間でセーフガードの発動が無ければ廃止。
020230090		6 家畜疾病発生に関する特例 TPP参加国において、重大な家畜疾病が発生する、あるいは発生があった場合であって、当該国からの輸入が3年以上実質的に停止された場合は、当該国に対してセーフガードは実質的解禁から4年間適用しない。また、この不適用期間は、当該国が深刻な干ばつなどの自然災害があり、生産回復が妨げられた場合には、1回に限り、1年間延長される。
020610020		7 関税緊急措置との関係 牛肉については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。
020629020	牛ほほ肉等 (生鮮・冷蔵・冷凍)	8 初年度の発動水準等 年度途中でTPP協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する(1ヶ月に満たない月も切り上げ)。

TL2007	品目名	合意内容(セーフガード)
020311020		1 発動水準等 (1) 1～2年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち、それぞれの国の最高値の112%(国別に発動)。
020311030		
020311040		(2) 3～4年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち、それぞれの国の最高値の116%(国別に発動)。
020312021		(3) 5～6年目
020312022		① 399円/kg(豚枝肉については299.25円/kg、以下同じ。)以上の豚肉については、TPP各国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち、それぞれの国の最高値の116%。
020312023		② 399円/kg未満の豚肉については、以下のTPP国からの合計輸入量 ・5年目 90,000トン ・6年目 102,000トン
020319021		(4) 7～11年目
020319022		① 399円/kg(豚枝肉については299.25円/kg、以下同じ。)以上の豚肉については、TPP各国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち、それぞれの国の最高値の119%。
020319023		② 399円/kg未満の豚肉については、以下のTPP国からの合計輸入量 ・7年目 114,000トン ・8年目 126,000トン ・9年目 138,000トン ・10年目 150,000トン ・11年目 150,000トン
020321020		2 発動後の税率
020321030		(1) 分岐点価格524円/kg(枝肉は393円/kg、以下同じ)以上の豚肉 1～3年目 4.0% 4～6年目 3.4% 7～9年目 2.8% 10～11年目 2.2%
020321040		
020322021	豚肉・豚くず肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	(2) 分岐点価格524円/kg(枝肉は393円/kg、以下同じ)未満の豚肉 以下①②のいずれかの低い方。
020322022		① CIF輸入価格とセーフガード輸入基準価格※との差 (※ 524円/kg × (100%+上記3(1)の税率))
020322023		② 1～4年目 当該年度の従量税と同じ 5～9年目 100円/kg(枝肉は75円/kg) 10～11年目 70円/kg(枝肉は52.5円/kg)
020329021		3 発動対象国
020329022		① 399円/kg以上の豚肉については、国毎に発動要件を満たした場合に発動。 ② 399円/kg未満の豚肉については、TPP国からの合計輸入量が発動要件を満たした場合に、TPP国全体に対して発動。
020329023		4 発動期間 年度末まで。
020630092		5 有効期間 11年目まで。
020630093		6 関税緊急措置との関係 豚肉については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。
020630099		7 初年度の発動水準等 年度途中でTPP協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する(1ヶ月に満たない月も切り上げ)。
020649092		
020649093		
020649099		

TL2007	品目名	合意内容(セーフガード)
021011010	豚肉調製品 (ハム、ベーコン等)	1 発動水準等
021011020		(1) 1～2年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち、それぞれの国の最高値の115%(国別に発動)。
021012010		(2) 3～6年目 TPP各国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち、それぞれの国の最高値の118%(国別に発動)。
021012020		(3) 7～11年目
021019010		TPP各国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち、それぞれの国の最高値の121%(国別に発動)。
021019020		2 発動後の税率
021099011		・1～4年目 発効前の税率の85%
021099019		・5～9年目 発効前の税率の60%
160241011		・10～11年目 発効前の税率の45%
160241019		(注) 発効前の税率
160242011		分岐点価格(897.59円/kg)以上のもの CIF輸入価格の8.5%
160242019		分岐点価格(897.59円/kg)未満のもの 614.85円/kg-0.6×CIF輸入価格
160249210		3 発動期間 年度末まで。
160249220		4 有効期間 11年目まで。
	5 関税緊急措置との関係 豚肉調製品については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。	
	6 初年度の発動水準等	
	年度途中でTPP協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する(1ヶ月に満たない月も切り上げ)。	

オレンジのセーフガードの内容

TL2007	品目名	合意内容
080510000	オレンジ (生鮮・乾燥)	12/1～3/31に輸入されるものについて、関税削減期間における輸入急増に対し、以下のとおりセーフガードを措置。 ・セーフガード措置 〔発動数量〕 1年目35,000トン(以降毎年2,000トン増加) 2年目37,000トン 3年目39,000トン 4年目41,000トン 5年目43,000トン 6年目45,000トン 7年目47,000トン 〔SG税率〕 1-4年目:28% 5-7年目:20%

たまねぎの輸入に係る暫定税率

TL2007	品目名	内容
070310011	たまねぎ (課税価格が1kgにつき67円以下) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	<税率> ①課税価格が1kgにつき67円以下のもの: 8.5%
070310012	たまねぎ (課税価格が1kgにつき67円超73円70銭以下) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	②課税価格が1kgにつき67円超73円70銭以下のもの: 8.5%又は73.70円/kgから課税価格を差し引いた額
070310013	たまねぎ (課税価格が1kgにつき73円70銭超) (生鮮のもの及び冷蔵したもの)	③課税価格が1kgにつき73円70銭を超えるもの: 無税